

平成29年産

飼料用米

栽培者説明会

平成29年2月8日～10日



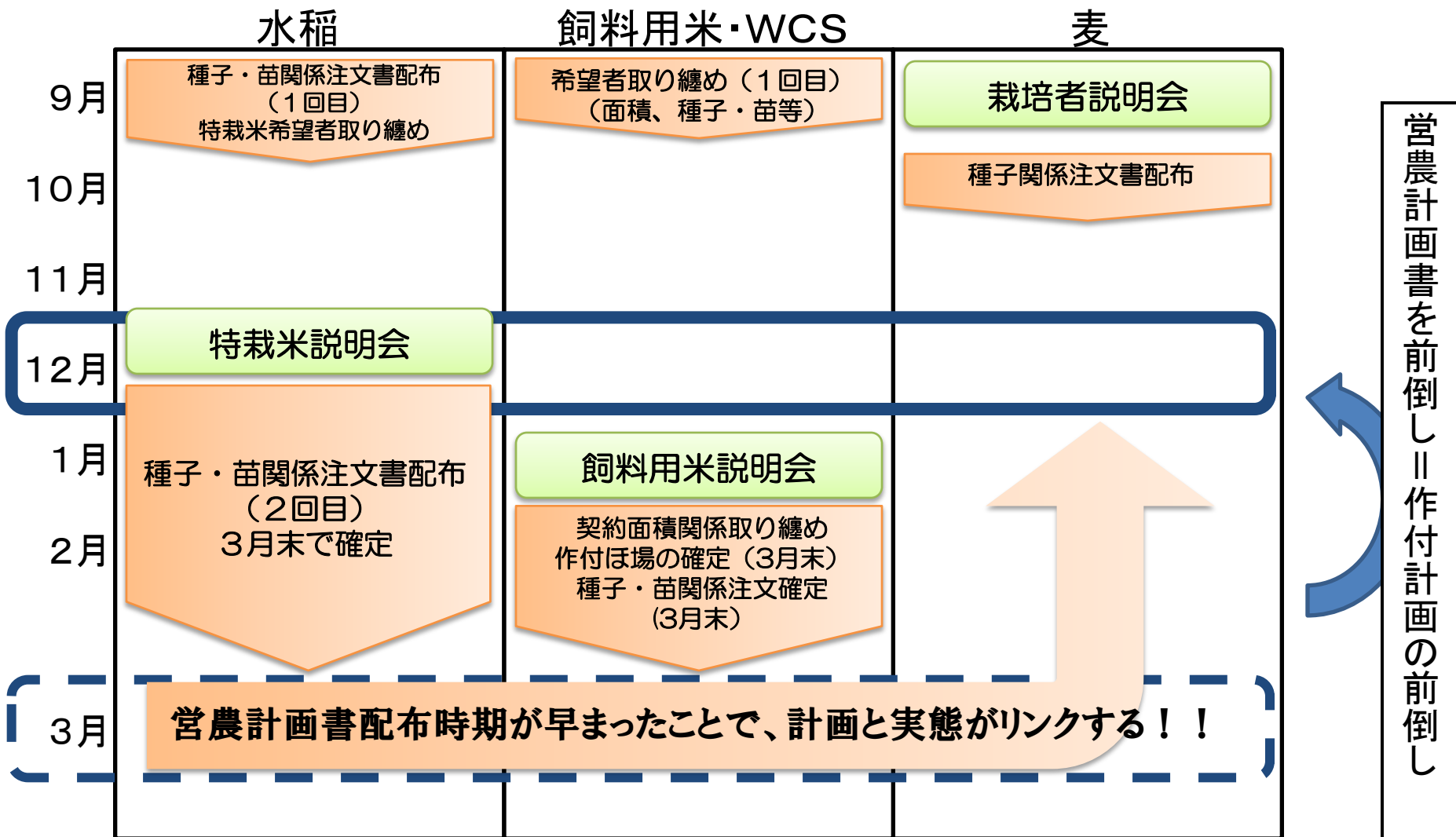
JAふくおか嘉穂 農業振興企画課

【新たな農業・農村政策の工程表】

	2014年度 (26年産)	2015年度 (27年産)	2016年度 (28年産)	2017年度 (29年産)	2018年度 (30年産)
米の生産調整	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行通りに国が生産数量目標を配分 ■ 定着状況を毎年検証し、必要に応じて改善 				<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国の需給見通しなどをふまえ生産者や集荷業者・団体中心に需要に応じて生産
	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">H28.11食糧部会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">H29.11食糧部会(?)</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">最後の生産数量目標配分</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">配分に頼らない需要に応じた生産の実現</div> </div>				
米の直接支払交付金	■ 7,500円/10a				17年産まで
米価変動補填金	■ 14年産から廃止				
収入減少影響緩和対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行通り ■ 認定農業者、集落営農、認定就農者対象。規模要件なし ■ 非加入者を対象に影響緩和対策を14年産に限り実施 				
収入保険制度	■ 収入保険の導入に向けた調査開始				<ul style="list-style-type: none"> ■ 最速で29年の通常国会に関連法案を提出→平成31年以降の導入見込み(28.10.6情報による)
農地中間管理機構	■ 都道府県に中間管理機構を整備				

▼ ① J A ふくおか嘉穂管内における取り纏め時期の変更 ▼

- ◆ 需要情報に合わせた作付計画が可能になる！
- ◆ 作付計画＝作付実態となり需要に即した生産が可能！



※大豆については、5月に説明会を行い、6月より種子注文書の配布。
 ※その他各農業施策等に関する説明会は適期に開催。

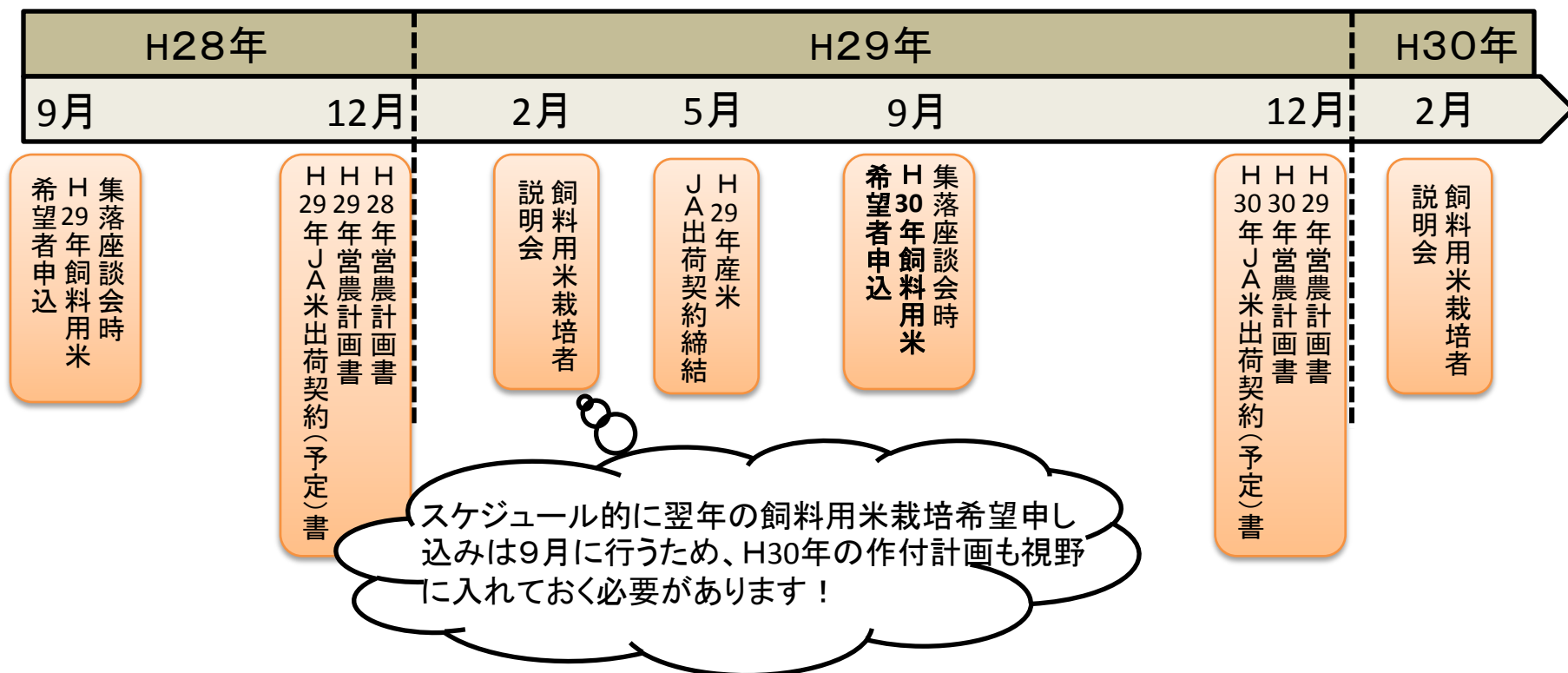
▼ ② J A ふくおか嘉穂管内における取り纏め時期の変更 ▼

★経営を見据えた作付計画が重要！

★昨年の経営状況（作付状況）を振り返りながら、作付計画を立てることが重要！！

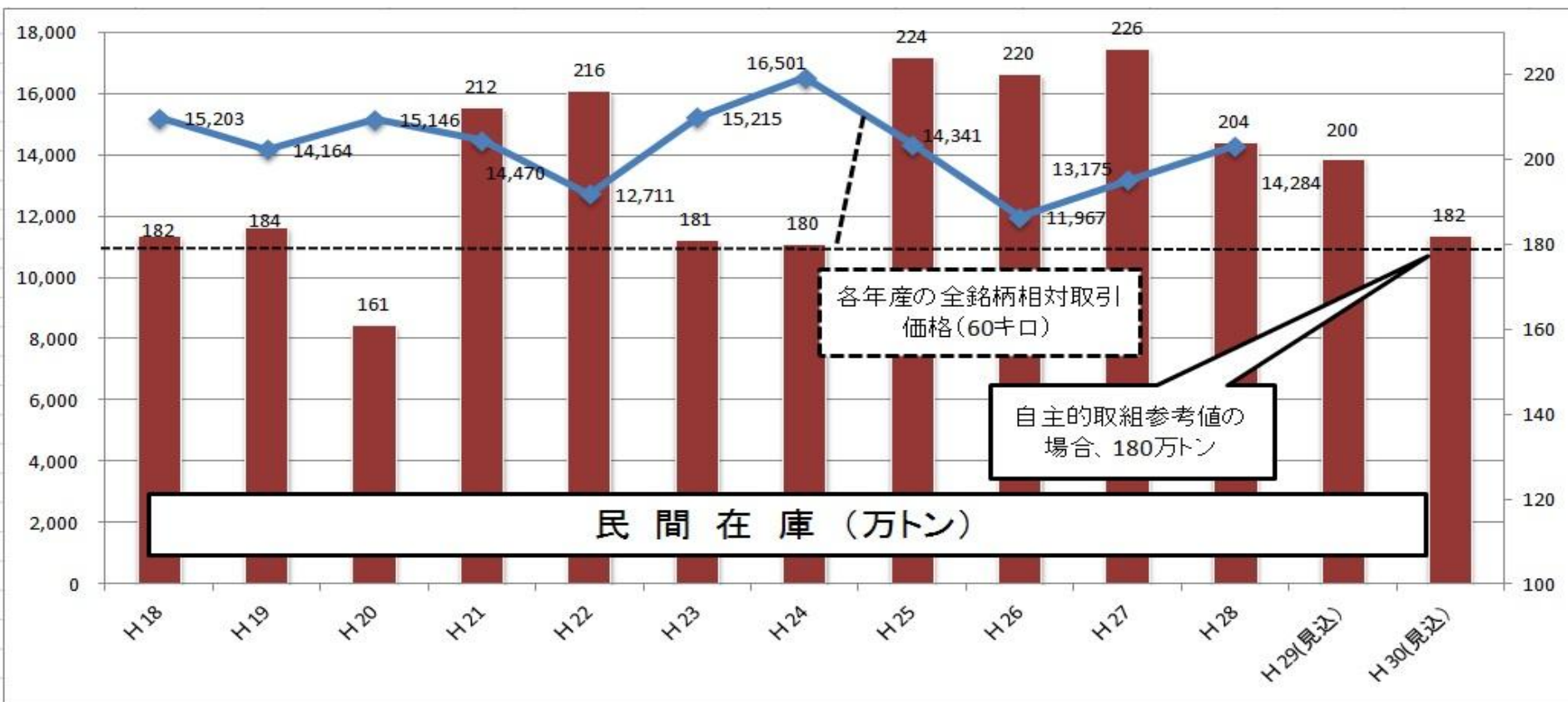
○平成30年産に向けた取組として、昨年の作付実態から翌年の作付計画が行えるように28年12月に営農計画書（H28年分、H29年計画分）を同時回付。

○また、消費動向等への注視が必要であるため、JAでは集落座談会や各施策説明会、講習会等で情報発信を行います。

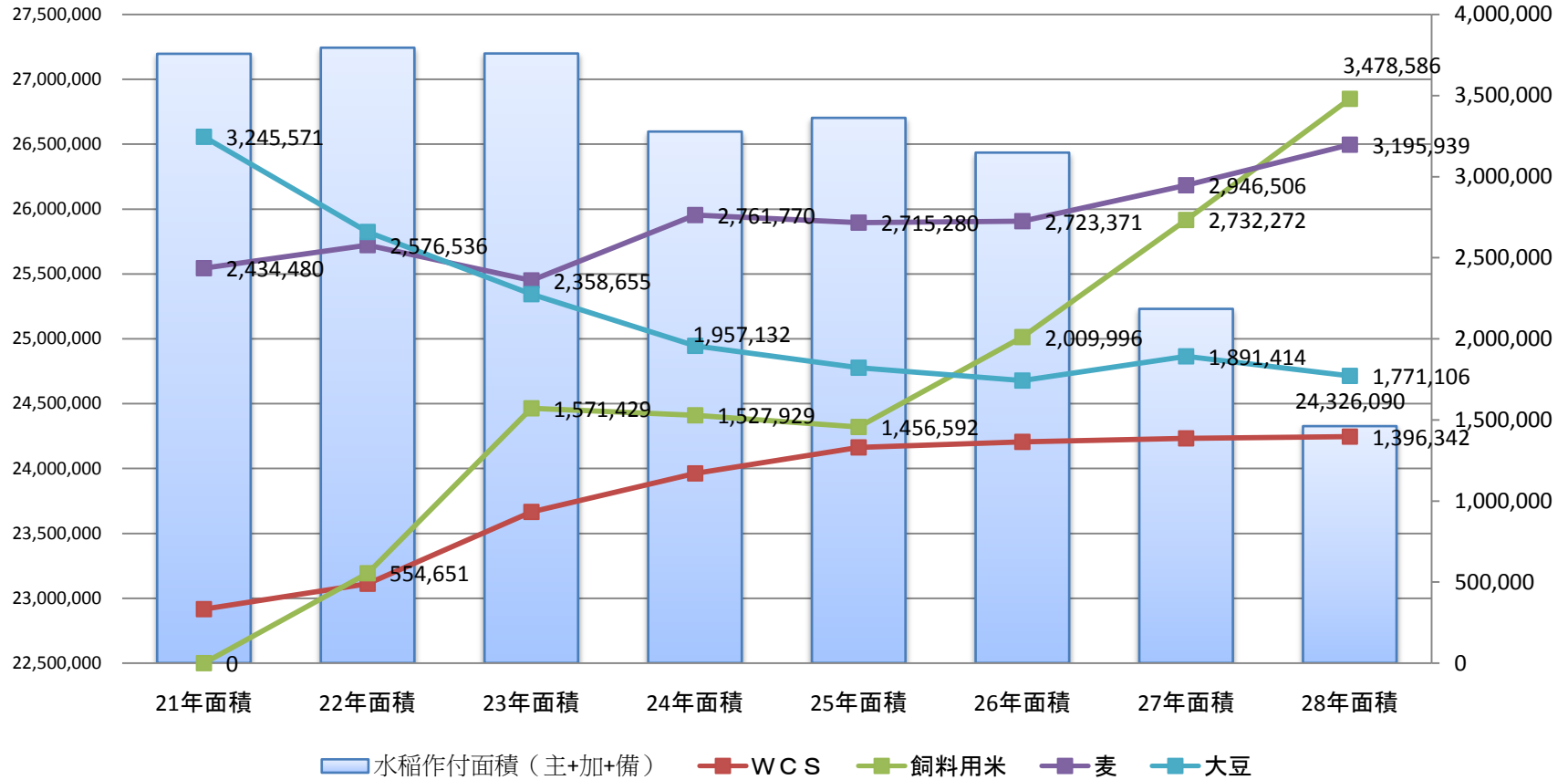


▼ 相対取引価格と民間在庫 ▼

- 民間在庫数量が200万トンを超えてくると翌年の米の相対取引価格に影響する傾向
- 平成27年産並びに平成28年産では、全国ベースで主食用から飼料用米へのシフト替えが進み、2年連続で過剰作付が解消した。
- 飼料用米への交付金の状況をめぐっては、平成27年3月末に閣議決定した新たな「食料・農業・農村基本計画」への飼料用米の生産拡大を明記とともに、平成25年度実績の10倍となる110万トンの生産努力目標を掲げており、その数値目標達成にむけ「支援を実施するとの見解は現在のところ」変わりはない。
- 平成30年産以降も米価維持を行う為には、主食用米の「需要に合わせた生産」が必要。



管内水田利用の状況



	21年面積	22年面積	23年面積	24年面積	25年面積	26年面積	27年面積	28年面積
水稲作付面積 (主+加+備)	27,199,985	27,242,843	27,198,375	26,596,610	26,702,064	26,434,263	25,229,986	24,326,090
WCS	332,900	488,986	931,912	1,169,813	1,330,203	1,363,875	1,385,723	1,396,342
飼料用米	0	554,651	1,571,429	1,527,929	1,456,592	2,009,996	2,732,272	3,478,586
麦	2,434,480	2,576,536	2,358,655	2,761,770	2,715,280	2,723,371	2,946,506	3,195,939
大豆	3,245,571	2,658,323	2,276,164	1,957,132	1,821,719	1,742,496	1,891,414	1,771,106
合計	30,774,456	30,944,803	31,977,880	31,251,484	31,310,578	31,550,630	31,239,395	30,972,124

▼生産数量目標配分廃止時の懸念▼

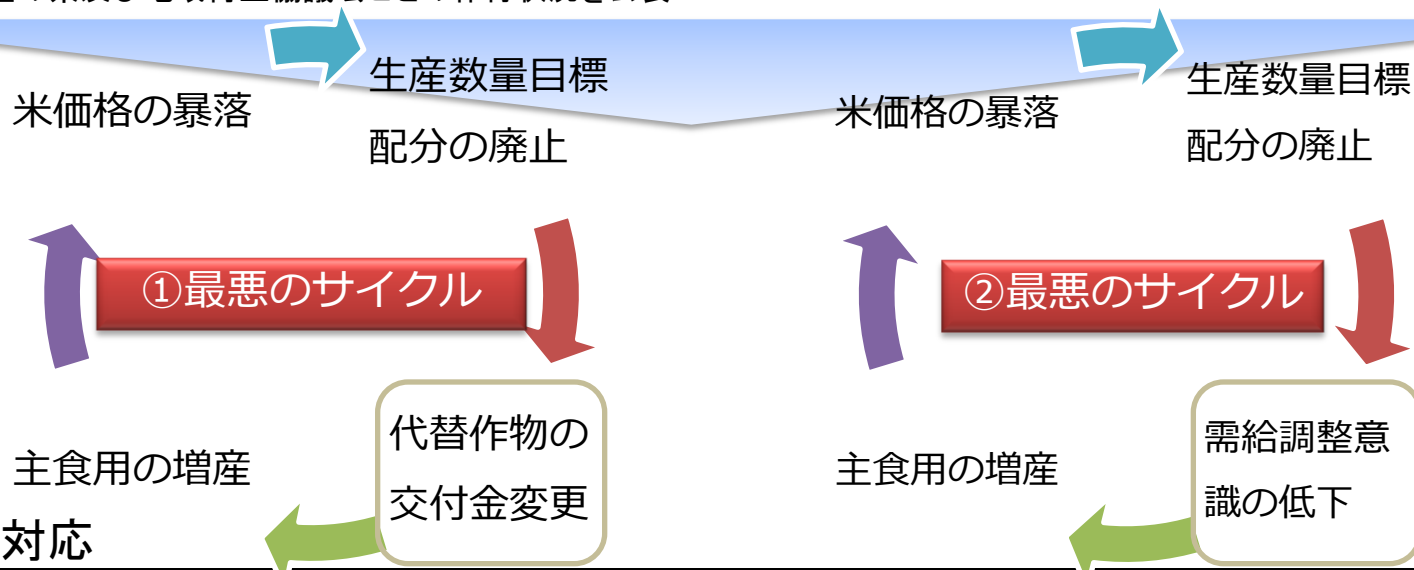
●需給調整の見直しについて

- 平成30年産以降行政による生産数量目標配分が廃止される。国は全国ベースの需給見通しを策定し、産地別の需要実績や販売進捗等の情報発信を行う。
- 都道府県・地域行政は地域再生協議会は存続し、地域の需要実態に即した作付ビジョンの基、生産者へ情報を発信し、戦略的に水稻以外の土地利用型作物への誘導を行う。
- 生産者は、こうした主食用米の需要情報等を踏まえ、自らの経営判断や販売戦略で作物をどれだけ生産するか決定し作付を行う。

※3月：県ごとの水田フル活用ビジョンの検討状況を聴取し、当年産の県レベルでの作付意向の情報を公表

※5月：県ごとに加え、地域再生協議会ごとの作付意向を公表

※9月末には、当年産の県及び地域再生協議会ごとの作付状況を公表



●生産現場の対応

- 生産数量目標配分がなくなったとはいえ、主食用水稻を自由に生産していいということではない。
- 今後も需要に即した“生産調整は必要”であり、
- 需要を無視した生産を行うと、供給過剰による米価下落へ直結する。

1人当たり需要量の動向(2)

◆推計結果

$$\ln D = -9.142^{**} - 0.309^{***} \ln CP + 1.172^{***} \ln E - 0.021^{***} T \quad (R^2 = 0.939)$$

- ◆実質消費者価格が1%下落しても、1人当たり需要量は0.309%しか増加しない
- ◆実質食料消費支出(=実質所得)が1%減少すれば、1人当たり需要量は1.172%も減少する
- ◆実質消費者価格と実質食料消費支出(=実質所得)が変化しなくても、消費者の嗜好の変化によって、1人当たり需要量は毎年2.1%減少している

わが国全体の需要量の動向

- ◆嗜好の変化により、1人当たり需要量は毎年2.1%減少
- ◆人口は2008年までは毎年0.4%増加し、それ以降は毎年0.5%減少
- ◆米価と所得が変化しなくても、需要量は
 - ～2008年: 毎年1.7%(=2.1%−0.4%)減少
 - 2008年～: 毎年2.6%(=2.1%+0.5%)減少 } 1.5倍
- ◆毎年1.7%減少 ⇒ 20年で3割減少
- ◆毎年2.6%減少 ⇒ 20年で4割減少

人口の動向

◆1975年～2008年の推計結果

$$\ln POP = 11.628^{***} + 0.004^{***} T \quad (R^2 = 0.997)$$

◆2008年～2035年の推計結果

$$\ln POP = 11.933^{***} - 0.005^{***} T \quad (R^2 = 0.998)$$

- ◆2008年までは毎年0.4%増加
- ◆今後は毎年0.5%減少(減少の方が速い)

単収(全国)の動向

◆推計結果

$$\ln Y = -5.467^{***} + 0.004^{***} T - 0.213^{***} DM \quad (R^2 = 0.713)$$

- ◆技術進歩により、単収(収量)は毎年0.4%増加している



人口減少による
価格低下

収穫量の増加



★価格が下落しても人口減少により消費は増加しない!!

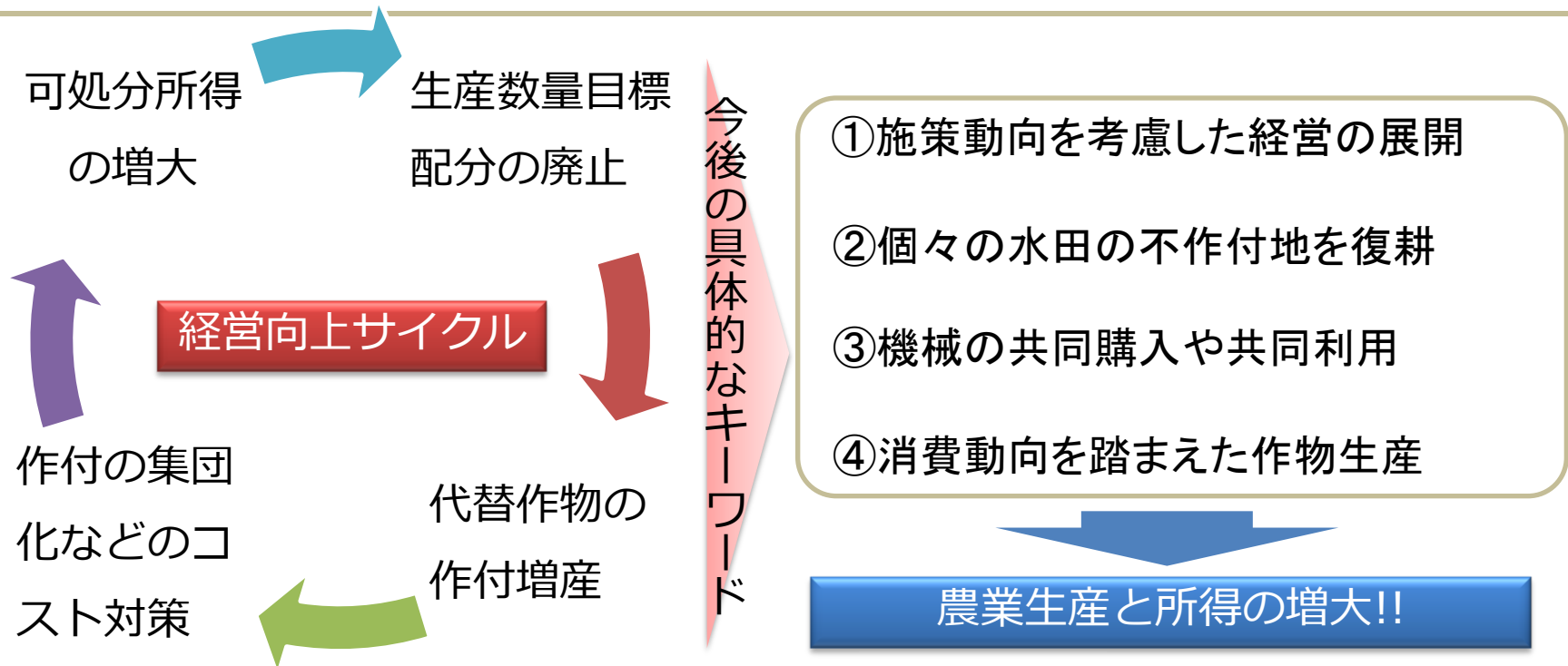
▼今後の米価の予測と需要に沿った生産▼

○平成30年産に向かい(2013年を基点)全国相対価格は14%下がり、福岡県産夢つくしでも7%価格が減少する。

○要因としては、8%需要が下がるとの見込み

○一方、消費者価格では、“生産者価格が変化しなくても、実質消費者価格は毎年1.2%下落しているため、“生産調整をしても価格が減少している”と分析されている。

○つまり、平成30年産以降(生産数量目標配分廃止後)も**需要に沿った生産**が必要であると言える。



《水田活用の直接支払交付金》

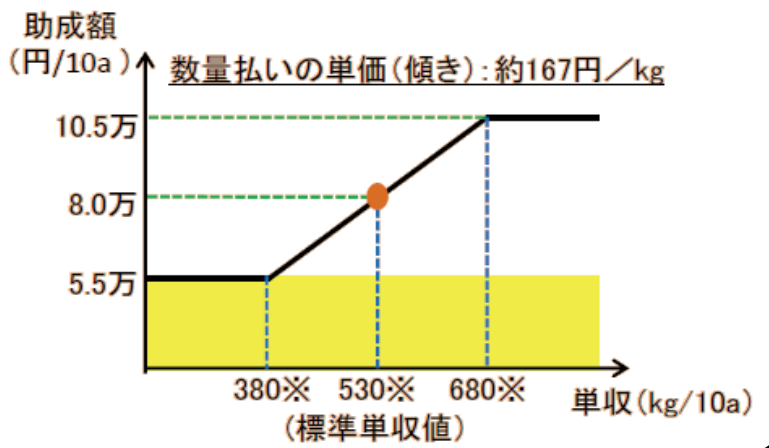
【全国統一単価】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a

注1: 数量支払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認をうけていることが条件。

注2: ※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用にあたっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用します。なお、28年産からは、各地域における、標準単収値を当年産の作柄に応じて調整となっています。(作況調整)

《飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ》



28年産は作況補正のため、標準的単収地は
 飯塚504kg/10a 桂川507kg 嘉穂493kg/10a 碓井501kg/10a
 山田503kg/10a 稲築503kg/10a となりました。

《産地交付金》

【地域再生協議会別単価】

産地交付金とは、地域振興作物の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を形成するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、水田農業の成長産業化を推進するため、野菜の高収益作物の転換や麦・大豆・飼料用米を含む産地づくりに向けた取組を支援するもの。



収入面

面積支払相当
 作付面積×5.5万円
 ※ただし、作柄調整後、基準単収を下回る場合については、12月交付は行われな

飼料用米
 品代の概算金
 支払い。

数量支払
 当年産の収穫量に応じて面積払いを超える金額が支払われる。ただし、10.5万円を超えない範囲。(最高10.5万円)

産地交付金
 ※地域再生協議会別に交付単価が異なる。(10a当たり)

費用面

JAカントリー利用
 料金の引き落とし

平成28年産からの飼料用米の数量支払いについて(作況調整の導入)

○各地域における標準単収値を当年秋の作況により調整し、交付単価を決定する仕組みとなる。

【生産者の単収550kg/10a、当該地域の標準単収値530kg/10aの場合】

【現行】

交付単価
=8万円/10a+2.5万円/150kg
×(当該生産者の単収－標準単収値)

交付単価 83,333円/10a
(作況によらず同額)

$(8万円/10a+2.5万円/150kg \times (550-530))$
=83,333円/10a

【28年度以降】

<作況調整の交付単価計算の考え方>

当年における当該地域の作況指数が●●で合った場合、標準単収値に●●/100を乗じたものを調整後の標準単収値とする。

作況指数97の場合、交付単価85,983円/10a

調整後の標準単収値 514.1kg/10a(530×0.97)
8万円/10a+2.5万円/150kg×(550-514.1)=85,983円/10a

作況指数100の場合、交付単価83,333円/10a

調整後の標準単収値 530kg/10a(530×1.00)
8万円/10a+2.5万円/150kg×(550-530)=83,333円/10a

作況指数103の場合、交付単価80,683円/10a

調整後の標準単収値 545.9kg/10a(530×1.03)
8万円/10a+2.5万円/150kg×(550-545.9)=80,683円/10a

▼②平成28年産 飼料用米交付金額（JA管内）▼

○管内のJA委託分の交付額(予定含)は338,567,248円(面積払い+数量払い+産地交付金)
 ○7割以上の生産者が8万円/10a以上となっている。
 ○H27年と比較すると10.5万円/10aの生産者が11.2ポイント減少していることから、肥培管理等の徹底作業が重要といえる。

支所	生産者人数	面積確定(m ²)	数量支払対象重量合計(kg)	数量支払単収(kg/10a)	27年産単収/10a	8万/10a未満試算人数	8万/10a以上試算人数	うち10.5万/10a試算人数	10.5万/10a割合(%)	27年産10.5万/10a割合(%)
稲築支所	23	340,610	205,618.0	603.6	587.9	0	23	11	47.8	47.6
碓井支所	32	189,828	106,998.0	563.6	545.8	6	26	6	18.7	14.8
潁田支所	21	631,785	371,362.0	587.7	670.1	4	17	10	47.6	68.4
嘉穂支所	53	1,069,908	570,628.0	533.3	558.7	14	38	12	22.6	10.6
桂川支所	34	347,032	186,545.0	537.5	567.7	13	21	3	8.8	16.6
山田支所	2	10,033	3,557.0	354.5	381.8	2	0	0	0.0	50.0
庄内支所	24	113,957	73,715.0	646.8	641.1	1	23	12	50.0	70.0
筑穂支所	21	188,871	108,935.0	576.7	538.9	6	15	5	23.8	30.0
飯塚支所	34	380,036	199,379.0	524.6	640.8	13	21	8	23.5	74.0
穂波支所	15	140,360	83,509.0	594.9	665.3	0	15	4	26.6	75.0
総計	259	3,412,420	1,910,246.0	559.7	598.0	59	199	71	27.4	38.6

▼【参考】・・・主食用との比較・・・H28年産は実数で表記▼

項目	収入			支出			収入－支出
	品代	交付金	計	施設利用料	栽培コスト	計	
主食用米	101,688	0	101,688	15,552	30,107	45,659	56,029
飼料用米(ミズホチカラ)	19,029	99,216	118,245	15,125	30,596	45,721	72,524

※主食用米の品代は、管内基準単収平均485kg/10aとし、米価については26年産夢つくし1等価格(精算後単価JA米)12,580円/60kgで試算。

※主食用米の施設利用料は、製品500kgに対し生粳800kgで試算

※主食用米の栽培コストは、JA米稲作暦の基準で試算

(購入苗+初期除草+中期除草+いもち補正+穂揃期防除)

※飼料用米の品代は28年産単収559.7kg/10aとし、価格は平成28年産販売予定金額34円/kg税込で試算

※飼料用米の施設利用料は、製品559.7kg/10aに対し生粳778kgの実績を引用

※飼料用米の栽培コストは、平成28年産栽培暦の基準+26年産の流通経費概算とした。

(購入苗+初期除草+中期除草+基幹防除)

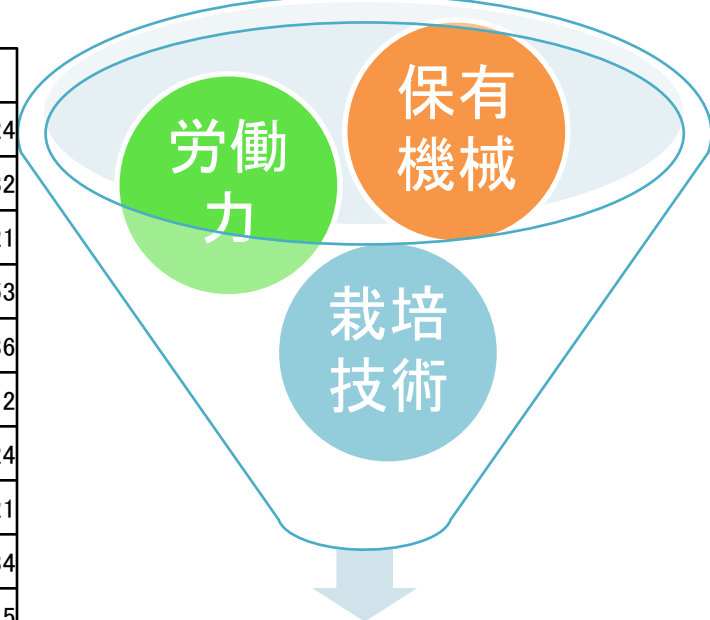
※飼料用米の交付金は、平成28年産の交付額の試算額とした。※産地交付金は桂川町12,000円/10a その他10,000円/10a

※主食用米の栽培コストには検査手数料3円/kg×485kg=1,455円を含んでいる。

現在の経営資源をそのまま活用

【飼料用米経営者の作付分布】

主食+飼料用	0.3未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~20.0	20.0~30.0	30.0以上	合計
稲築支所	0	0	3	5	2	2	7	4	1	0	0	24
碓井支所	0	4	8	7	3	6	4	0	0	0	0	32
穎田支所	0	0	0	5	2	2	6	4	0	1	1	21
嘉穂支所	0	1	6	11	6	4	10	5	7	3	0	53
桂川支所	0	0	4	6	8	6	7	4	0	0	1	36
山田支所	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
庄内支所	0	0	2	8	3	8	3	0	0	0	0	24
筑穂支所	0	2	4	5	3	2	2	1	1	1	0	21
飯塚支所	0	0	4	8	2	7	5	7	1	0	0	34
穂波支所	0	0	1	3	3	4	1	3	0	0	0	15
合計	0	7	33	58	33	41	45	28	10	5	2	262
比率%	0.0%	2.7%	12.6%	22.1%	12.6%	15.6%	17.2%	10.7%	3.8%	1.9%	0.8%	100.0%



飼料用米による収入確保が実現

▼ 主食用水稲と飼料用米の面積推移 ▼

※主食用水稲の代替作物として「飼料用米による収入確保」を実現しよう!!

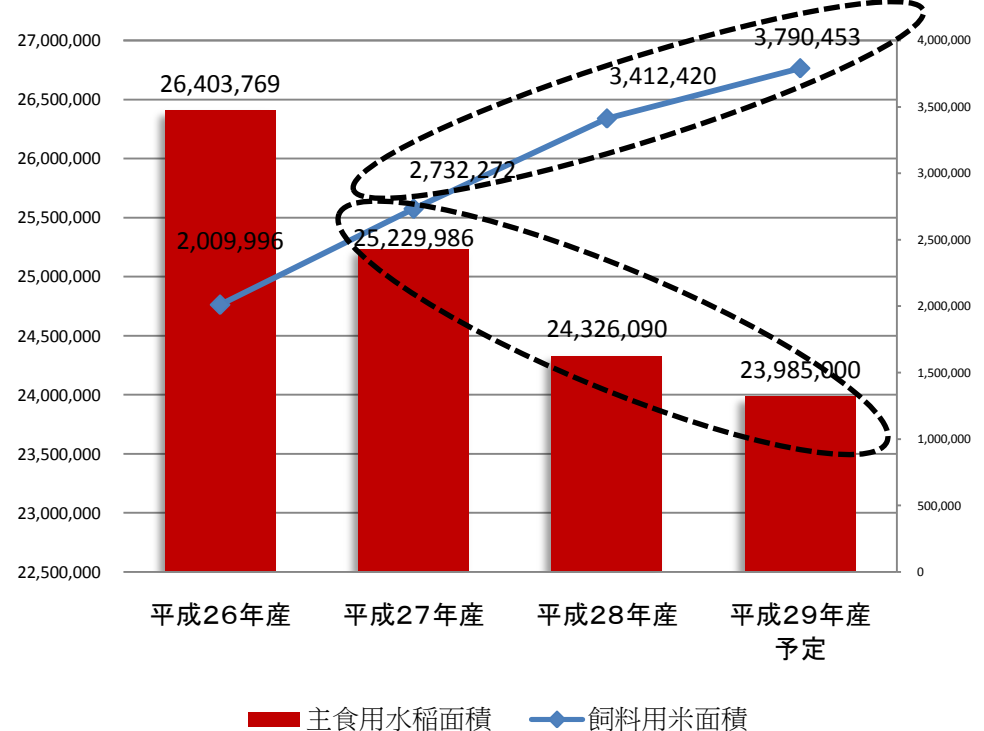
★管内の情勢

- 飼料用米の面積比較については、増加傾向であり、福岡県内で2番目の産地として確立されている。
- 米価の不透明さと、肥培管理が簡便なことから飼料用米による農業収入対策は継続される見込み
- また、近年では一定の共同組織での作付が開始され、機械共同利用などが増加している。
- JAでは飼料用米作付面積400ha規模まで生産拡大を見越し、産地確立を行う。

(m²)

支所名	平成26年産	平成27年産	平成28年産	平成29年産 予定	平成28年産 からの増減
碓井支所	113,600	153,504	189,828	200,608	10,780
桂川支所	134,827	271,645	347,032	416,481	69,449
穂波支所	21,760	52,987	140,360	169,281	28,921
稲築支所	219,510	284,435	340,610	357,254	16,644
庄内支所	45,352	84,084	113,957	169,875	55,918
潁田支所	449,633	597,557	631,785	682,302	50,517
嘉穂支所	645,035	866,105	1,069,908	1,233,764	163,856
山田支所	8,103	10,033	10,033	1,930	-8,103
筑穂支所	148,464	146,284	188,871	170,533	-18,338
飯塚支所	223,712	265,638	380,036	388,425	8,389
合計	2,009,996	2,732,272	3,412,420	3,790,453	378,033

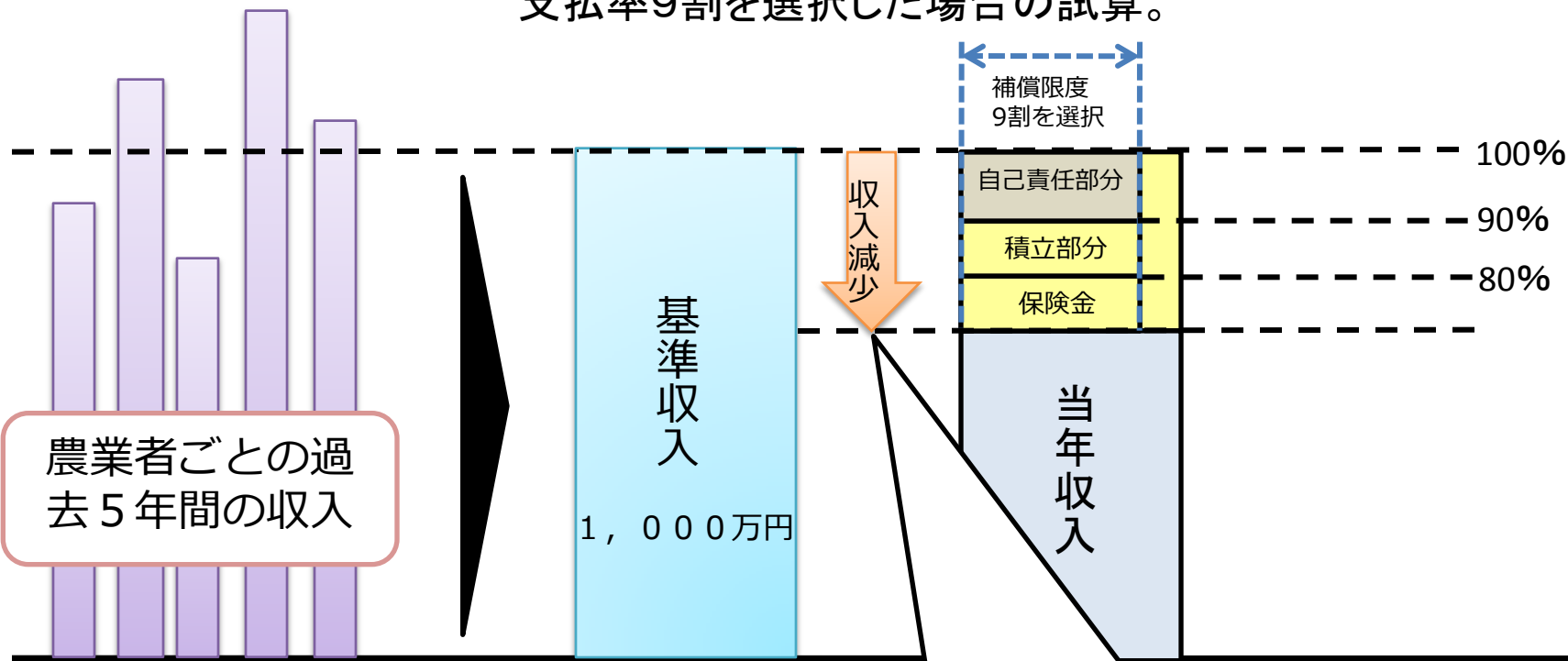
主食用と飼料用米の面積推移 (m²)



※JA外委託分含む(平成27年産63,940m²)

▼収入保険制度について（平成31年度から予定されている制度）▼

収入保険制度のイメージ・・基準収入1,000万円、補償限度9割、（保険方式+積立方式）、支払率9割を選択した場合の試算。



参考：保険料・積立金の計算方法

○保険料＝基準収入（1,000万円）×補償限度（0.9）
×支払率（0.9）×保険料率（2%（国庫補助（50%）））
＝81,000円・・・①

○積立金＝基準収入（1,000万円）×積立幅10%×
支払率（0.9）×1/4＝225,000円・・・②

★農業者が用意すべきお金は306,000円（①+②）
※H18年～H26年までの農業者ごとの収入データを基
にした試算。今後、引き続きデータ収集を行うため変更
があり得る。

基準収入からみた当年収入減少の程度で
補填金額が変わる。

収入減少の程度 （当年収入）	補填金の合計			補填金を含めた当年 収入（対基準収入）
	保険金	積立金		
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）
100%（0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）

《補償の内容》

○農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)が基本。

※当年の経営面積を拡大する場合等は、基準収入を上方修正する。

※また、当年の営農計画に基づく期待収入が5中5よりも低くなると見込まれる場合は、期待収入を基準収入として設定する。

《補償限度額及び支払率》

○当年の収入が基準収入の9割を下回った場合に補てんする。

○補償限度額及び支払率は複数の選択肢を設定。

《補填方式》

○「掛捨て保険方式」と「掛捨てとしない積立方式」の組合せを基本とし、どちらかの選択性。

《保険料・積立金》

○保険料・積立金は、全経営体共通で設定。

○保険料は50%、積立金は75%を国庫補助。

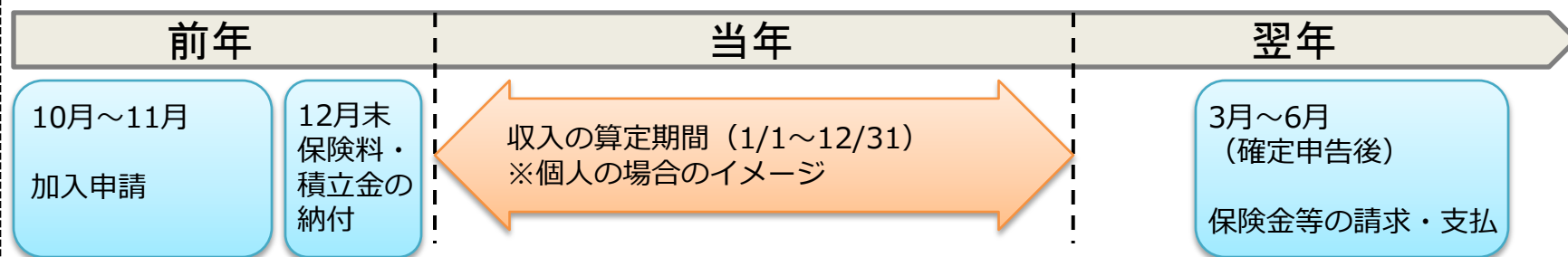
つまり、基準収入が農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)であるため、収入が減少していけば、基準収入も減少していくため、収入の岩盤対策とはならないことに注意。

▼ 収入保険制度の加入までの流れ ▼

《加入申請》

○原則として、収入算定期間(個人:1/1~12/31、法人:事業年度の1年間)の開始前までに加入申請を行い、保険料・積立金を納付。

加入・支払手続のスケジュール



※個人の場合のイメージ

《実施主体》

○農業共済団体が新たに設立する全国組織を予定

《制度開始時期》

○平成29年(2017年)通常国会に法案提出予定とし、平成31年(2019年)から始まる方針。

収入保険制度について（平成28年1月現在の情報）

《対象者》

○青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）

※青色申告を5年間継続している農業者を基本とするが、青色申告実績が加入申請時に1年分あれば加入できる。（その場合は、補償限度額に差が設けられ、加入実績5年になるまでに徐々に引き上げられる）

※新たに青色申告を始めるには、個人の場合、平成29年3月15日までに最寄の税務署へ「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

※ただし、収入減少影響緩和対策等の類似制度との重複加入はできない。どちらか一方を選択して加入

《対象品目》

○自ら生産した農産物の**販売収入全体**

※加工品は販売収入に含めない（ただし、精米、荒茶など税法上農業所得として扱われているものは含める。また、自ら生産した農産物を加工する場合は、加工原材料として販売したとみなした代金を含める。）

※在庫は販売収入に含める。

※補助金は販売収入に含めない（ただし、実態上販売収入と一体的に取り扱われる「畑作物の直接支払交付金等の**数量払は含める。**）

《対象となる要因》

○自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象（ただし、捨て作りや意図的な安売り等は対象外）

※保険金の不正受給があった場合は、保険金を支払わないほか、重大な不正があった場合は、翌年以降の加入を禁止。

▼ 収入保険制度と類似制度との関係 ▼

類似制度との関係

- ・ 収入減少を補填する機能を有する類似制度との関係については、「選択加入」
- ・ ただし、コスト増も補填するマルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵については、収入保険制度の対象品目から除外

その他

- ・ 制度実施後も、データの蓄積を進めるとともに、農業者のニーズを把握しながら、甚大な被害への対応のあり方等を含め、改善点について、引き続き検討

類似制度との関係

- ・ 農業共済[※]
- ・ 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）
- ・ 野菜価格安定制度
- ・ 加工原料乳生産者経営安定対策



収入保険制度とどちらか一方を選択して加入

※ 固定資産の損失を補填するもの（家畜共済（搾乳牛、繁殖雌牛等）、園芸施設共済、果樹共済（樹体共済））及び診療費を補填するもの（家畜共済（病傷共済））を除く

- ・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）
- ・ 養豚経営安定対策事業（豚マルキン）
- ・ 肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業
- ・ 鶏卵生産者経営安定対策



左記の畜産品目と耕種品目の複合経営の場合は、耕種品目は収入保険制度に加入できる

収入保険制度のまとめ

- 加入する、しないは別に加入要件を満たすには、青色申告が最低条件です。
- 現在、白色申告で所得税申告を行っている農業者の方は、
- 平成29年3月15日(水)までに最寄の税務署へ「青色申告承認申請書」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

青色申告と白色申告の違い

	青色申告	白色申告
帳簿	必要(保存期間7年)	必要(単式簿記)(保存期間7年)
事前の届け出	必要 (青色申告を受けようとする3/15までに提出)	不要
確定申告の際の作成書類	所得税青色申告決算書 確定申告書B	収支内訳書 確定申告書B
特徴	①青色申告特別控除65万円 (受ける場合は複式簿記の整理が必要) ②純損失の繰越控除(最高3年分)。 ③専従者給与の上限なし など	①特別控除なし ②純損失の繰越控除なし ③専従者給与上限86万円